



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

39 道路の区域変更

(道路保全課)..... 1

40 "

(")..... 1

○ 公告

都市計画の案の縦覧

(都市政策課)..... 2

"

(")..... 2

"

(")..... 3

告 示

和歌山県告示第39号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年1月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 上富田南部線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
田辺市中芳養字鎌代1099番3地 先から同市中芳養字千町1299番 5地先まで	旧	8.22 } 12.57	191.00	古井橋 L=23.51
同上	旧	8.46 } 17.76	336.45	仮橋 L=22.04 芳養清川線と重用延長99.00メ ートルを含む
同上	新	8.20 } 11.07	191.00	古井橋 L=37.30

和歌山県告示第40号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年1月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 中尾名手市場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市切畑字葛谷852番1地先 から同市切畑字葛谷849番1地先 まで	旧	6.29 } 12.59	155.30	
同上	新	9.27 } 18.74	155.30	

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

令和7年1月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 都市計画の種類及び名称

- 海南都市計画道路（3・4・101号琴ノ浦冷水線）
- 海南都市計画道路（3・6・122号国道42号有田海南道路）
- 海南都市計画道路（3・6・123号国道42号有田海南道路）

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

- 和歌山県海南市冷水字十五、口無、西焼尾、東焼尾、白紙、大谷、小峰
藤白字六本松谷、西ノ谷
下津町小南字上通り、中通り
下津町梅田字池之浦、垣内、東内山、奥、百屋

3 都市計画の案の縦覧場所

- 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
- 海南市まちづくり部都市整備課

4 縦覧期間

令和7年1月29日から同年2月12日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

令和7年1月21日

- 1 都市計画の種類及び名称
有田都市計画道路（3・6・13号国道42号有田海南道路）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県有田市野字北地、新堂字天神
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
有田市経済建設部都市整備課
- 4 縦覧期間
令和7年1月29日から同年2月12日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

令和7年1月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 都市計画の種類及び名称
那智勝浦都市計画道路（3・6・10号神角入船小坂線）
那智勝浦都市計画道路（3・5・14号勝浦湯川駅前線）
那智勝浦都市計画道路（3・5・5号勝浦臨海線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
削除する部分
和歌山県那智勝浦町大字湯川、大字二河
和歌山県太地町大字太地字夏山
変更する部分
和歌山県那智勝浦町大字勝浦、大字北浜一丁目、大字北浜二丁目、大字北浜三丁目
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
那智勝浦町役場建設課
- 4 縦覧期間
令和7年1月30日から同年2月13日まで